

## 三田市工事監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項及び三田市契約事務規則(平成17年三田市規則第7号)第64条第1項の規定に基づき本市が発注する工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する工事をいう。)の請負契約の適正な履行を確保するため、工事の監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督員 三田市請負工事等の監督員及び検査員の指定に関する要綱(平成20年12月1日施行。以下「要綱」という。)第3条に定める職員をいい、総括監督員及び監督員を総称する。
- (2) 検査員 要綱第4条に定める職員をいう。

(工事施工前の指示)

第3条 監督員は、工事の着手に先立って、請負者に対し工事施工場所の状況、工法等について詳細な説明を行うとともに、請負者から施工計画書を提出させ、その内容を審査し、適切な指示を与えて工事の効率的な進捗を図るよう努めなければならない。

(監督員の書類等の整備)

第4条 監督員は、次の各号に掲げる書類等を整備しておかなければならない。

- (1) 工事請負契約書(写し)
- (2) 設計書、図面、仕様書その他関係書類(以下「設計図書等」という。)
- (3) 工程表
- (4) 工事指示書
- (5) 材料検査に関する書類等
- (6) 支給材料及び貸与品に関する書類
- (7) 工事施工における検査に関する書類
- (8) 工事写真
- (9) その他必要な書類等
- (10) 各検査において必要な測器具

(工事の記録等)

第5条 監督員は、請負者の工事施工について、立会い、指示その他当該工事の施工に関する必要事項を記録しなければならない。

(材料等の検査)

第6条 監督員は、請負者から工事用材料に係る検査の請求があったときは、検査請求日から7日以内に応じなければならない。この場合、設計図書等に基づき最適な検査方法により工事に使用する材料の品質、形状、寸法、数量等について厳正に検査しなければならない。

2 監督員は、検査の結果不合格となった材料については、請負者に当該決定日から7日以内に工事現場外に搬出させるとともに、均衡を得た中等の品質を有する材料と交換させなければならない。

3 監督員は、請負者から工事用材料の調合に係る立会い及び見本検査を求められたときは、当該請求日から7日以内に応じなければならない。この場合、設計図書等に基づき適当と認める方法により検査をしなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第7条 監督員は、支給材料又は貸与品がある場合は、これらを検査して請負者に引き渡さなければならない。

(工事の確認)

第8条 監督員は、工事が設計図書等に合致するよう常に現場の状況を把握し、請負者に適切な指示を与えるとともに、工事の適切な施工の確保に努めなければならない。

2 監督員は、常に工事の進捗状況に留意し、工事が契約期限内に完成するよう請負者に指示を与えるとともに、毎月末日現在における工事の進捗状況を工事所管課長に報告しなければならない。

(詳細図等の作成等)

第9条 監督員は、必要に応じ、設計図書等に基づき工事の施工のための詳細図等を作成し、請負者に指示しなければならない。

2 監督員は、請負者が設計図書等に基づき工事の施工のために作成した詳細図等を審査し、適当と認めるときは、承諾しなければならない。

(設計図書等の疑義等)

第10条 監督員は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当するときは、工事所管課長に報告し、指示を受けなければならない。ただし、軽微な内容については、請負者に必要な事項を指示し、その旨を速やかに工事所管課長へ報告するものとする。

(1) 設計図書等と工事現場の状態が一致しないとき。

- (2) 設計図書等に誤り又は脱漏のあるとき。
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書等に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違するとき。
- (4) 設計図書等で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が発生したとき。
- (5) その他設計図書等に疑義が生じたとき。

(工事施工の立会い)

第11条 監督員は、次に掲げる場合においては、当該工事に立ち会わなければならない。

- (1) 水中又は地中に埋設する工事その他外面より明視できない工事
- (2) 特殊技術を必要とする工事及び重要構造物等手直しができない工事
- (3) 設計図書等で指定した工事並びに工事所管課長が特に指定した工事及び試験

2 監督員は、前項の工事等についてやむを得ない理由により立ち会うことができないときは、当該工事の施工を適切に行ったことを証する工事写真等によりその成果を確認しなければならない。

3 監督員は、請負者が前2項に規定する立会いその他の方法による確認を受けないで当該部分の工事を施工したときは、必要に応じて破壊等の方法により当該施工の適否を確認しなければならない。

(工事写真)

第12条 監督員は、必要に応じ現場写真を撮影するほか、次に掲げる場合には、請負者に現場写真を撮影させ、必要に応じて提出させなければならない。

- (1) 工事の着手前及び完成後
- (2) 水中又は地中に埋設する工事その他外面より明視することのできない部分を施工する場合
- (3) 特殊技術を要する工事を施工する場合
- (4) 災害その他の理由により工事に異常の事態が生じた場合
- (5) 第三者に損害を与え又はその恐れのある場合
- (6) 前各号のほか特に必要があると認められる場合

(改善命令)

第13条 監督員は、工事の施工が設計図書等に適合しないと認められるときは、請負者に対して、嚴重に注意するとともに、直ちに当該箇所の改善を書面により命じなければならない。

(現場代理人等の交替)

第14条 監督員は、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者について、工事の施工監理につき著しく不相当と認め、その交替を求めるときは、工事所管課長へ報告し、指示を受けなければならない。

(工事の下請負)

第15条 監督員は、工事の下請負者が工事の施工又は監理上不相当と認められるときは、工事所管課長へ報告し、指示を受けなければならない。

(工事の変更等)

第16条 監督員は、工事の内容の変更、工事の一時中止又は工事の打切りの必要があると認めるときは、直ちに工事所管課長に報告し、指示を受けなければならない。ただし、軽微な変更で明らかに判定がつくものについては、自らその措置を講じ、事後において工事所管課長に報告するものとする。

(工期の延長)

第17条 監督員は、請負者から工期の延長理由を明示した書面の提出があったときは、直ちに意見を付して工事所管課長に報告し、指示を受けなければならない。

(契約の不履行等)

第18条 監督員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに工事所管課長に報告し、指示を受けなければならない。

- (1) 請負者が契約を履行せず、又は履行する見込みのないとき。
- (2) 請負者が監督員の指示に従わないとき。
- (3) 請負者が不正行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(臨機の措置)

第19条 監督員は、災害の防止その他工事の施工上緊急やむを得ず請負者に臨機の措置をとらせる必要のあるときは、工事所管課長の指示を受けなければならない。ただし、緊急を要するときは、自ら適切な指示を行い、その措置の内容について遅滞なく工事所管課長に報告しなければならない。

2 監督員は、請負者が緊急やむを得ず監督員の指示なくして臨機の措置をとった場合は、直ちにこれを確認して工事所管課長に報告しなければならない。

(工事目的物損害)

第20条 監督員は、工事目的物の引渡前に工事目的物又は工事用材料について損害を生じたときその他工事の施工に関して損害を生じたとき又は工事の施工について第三者に損害を及

ばしたときは、遅滞なく請負者に報告させるとともに、その事実を調査し、意見を付して工事所管課長に報告しなければならない。

(天災その他不可抗力による損害)

第21条 監督員は、天災その他不可抗力によって工事の出来形部分、工事仮設物、建設機械又は工事現場に搬入した工事材料に損害を生じた旨の通知を受けたときは、その状況を詳細に調査するとともに、その結果を工事所管課長へ報告し、指示を受けなければならない。

(解体材等の処理)

第22条 監督員は、工事施工に伴う解体材又は発生材が生じた場合(ただし、設計図書等で指示している場合を除く。)は、請負者からその内容を明らかにした調書を提出させるとともに、その内容を調査し、その処理について工事所管課長の指示を受けなければならない。

(出来形部分の査定)

第23条 監督員は、請負者から中間出来高報告書の提出があったときは、速やかに設計図書等に基づき出来形部分の構造、寸法、数量等を審査し、査定を行うものとする。

2 監督員は、前項の規定による出来形部分の査定を完了したときは、その結果に基づき中間出来高調書を作成しなければならない。

(検査の立会い等)

第24条 監督員は、完成検査、部分完成検査、出来高検査、中間検査、修補検査のときは、検査員に検査請求を行わなければならない。

2 監督員は、完成検査、部分完成検査、出来高検査、中間検査又は修補検査のとき若しくは臨時検査が生じたときは、請負者とともに立会わなければならない。

3 監督員は、中間検査又は臨時検査の場合、事前に検査員と三田市工事検査要領(平成21年4月1日施行)別表に掲げる実施の範囲において検査打合せを行うものとする。

4 監督員は、検査結果を工事所管課長を通じて三田市工事検査要領(平成21年4月1日施行)工事検査結果通知書(様式第2号)により請負者に通知しなければならない。

5 監督員は、検査の結果、修補を必要とする場合は、直ちに工事所管課長を通じてその内容を三田市工事検査要領(平成21年4月1日施行)修補通知書(様式第3号)により請負者に通知し、必要な指示及び監督を行うとともに、当該修補が完了したときは、修補検査を受けなければならない。

(工事成績の評定)

第25条 監督員は、完成検査終了後、別に定める工事成績評定表記入要領（平成9年4月28日施行）により工事成績の評定を行い、工事成績評定表を検査員に送付しなければならない。

（補則）

第26条 この要領に定めるもののほか、監督に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。